

令和4年8月農業委員会総会議事録

令和4年8月24日午後3時00分、令和4年8月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 22名

1番	金田	公隆	委員	2番	藤田	善明	委員	3番	岩谷	裕子	委員
5番	川村	陽彦	委員	6番	須藤	秀人	委員	7番	種澤	達也	委員
8番	町田	高司	委員	9番	石岡	千鶴子	委員	10番	三上	浩太	委員
11番	小林	政貴	委員	12番	小田桐	明	委員	14番	福士	章逸	委員
16番	木村	芳文	委員	18番	成田	繁則	委員	19番	佐藤	剛郎	委員
20番	大湯	茂八郎	委員	21番	戸澤	幸彦	委員	22番	高橋	貴志	委員
23番	田村	眞裕美	委員	24番	成田	毅	委員	25番	拝森	弘義	委員
26番	前田	優考	委員								

欠席委員 4名

4番	佐藤	修司	委員	13番	石岀	人志	委員	15番	小嶋	勇成	委員
17番	平井	秀樹	委員								

出席事務局 9名

事務局長	吉田	秀樹	事務局次長	佐藤	祝幸
事務局次長補佐	伊藤	靖記	事務局主幹	高橋	秀男
事務局主幹兼農地調整係長	澤田	明人	事務局主幹兼総務係長	高木	一誠
事務局農地利用促進係長	藤田	智恵子	事務局岩木分室総括主査	浅利	敏江
事務局主事	大浦	空			

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議事

議案第 103 号	農地利用最適化推進委員の辞任について
議案第 104 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 105 号	農地転用に係る意見について
議案第 106 号	農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第 107 号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について
議案第 108 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 109 号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 110 号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
報告第 28 号	競売買受適格者に係る農地法第 3 条許可書の交付について
報告第 29 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 30 号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第 31 号	非農地の判断について

[開始時刻 15 時 00 分]

事務局次長

ただいまから令和 4 年 8 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願ひいたします。

議 長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。欠席者の通告があります。議席番号 4 番佐藤修司委員、13 番石岡人志委員、15 番小嶋勇成委員、17 番平井秀樹委員の 4 名であります。ただいまの出席者数は 22 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。14 番福士章逸委員、16 番木村芳文委員、17 番佐藤剛郎委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。それでは、次第の 4、議事に入ります。

議案第 103 号を議題といたします。議案第 103 号は「農地利用最適化推進委員の辞任について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1 ページをお開き願います。議案第 103 号は、「農地利用最適化推進委員の辞任について」であります。提案理由は、令和 4 年 7 月 31 日付けで農地利用最適化推進委員の辞任の願い出があったので、農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により、本会の同意を求めるものであります。なお、辞任の理由は「一身上の都合」によるものであります。以上であります。

議 長

それでは、議案第 103 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議 長

議案第 103 号については、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないと認め、議案第 103 号については、辞任について同意することに決定いたします。

議案第 104 号を議題といたします。議案第 104 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

3 ページをお開き願います。議案第 104 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 880 m²、畑 6 件 41,560 m²、合計 8 件 42,440 m²であります。また、使用収益権関係では、田 1 件 4,212 m²、畑 4 件 33,418 m²、合計 5 件 37,630 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る 8 月 12 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、福士章逸委員、小嶋勇成委員、平井秀樹委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 3 件についての事情聴取を行いました。6 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 81 番について申し上げます。譲受人は、以前より親が所有する農地で農作業の手伝いをしておりましたが、自身で農業経営したいという思いがあり、今回、親戚の協力により農地を譲り受けた見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も、父及び知人の指導の下、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないとの判断しました。所有権関係、受付番号 82 番及び 83 番について申し上げます。譲受人は、教職に就いていた頃より学校農園において農作業に関わっており、退職後も障害者施設で農業指導をするかたわら、知人の農地で野菜を栽培していました。自身で農業経営をしたいと思う中で、今回、農地の流動化情報をもとに農地を譲り受けた見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後はトウガラシ、ニンニク等を栽培することから、技術力等、特に問題はないとの判断しました。7 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 84 番及び、9 ページ使用収益権関係、受付番号 122 番について申し上げます。所有権関係、受付番号 84 番の申請地は、農地の流動化情報に記載のあった農地で、使用収益権関係、受付番号 122 番の申請地は、借受人の親戚が所有する農地であります。譲受人は、これまで親戚の農地で農作業の手伝いをしており、自身で農業経営をしたいと思う中で、今回、譲り受け、及び借り受けの見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も引き続き同様にしてりんご、アスパラガス及びオクラを栽培することから、技術力等、特に問題はないとの判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められることから許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(なし)

議長

それでは、議案第 104 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議長

議案第 104 号については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議ないと認め、議案第 104 号については、許可することに決定いたします。

次に、議案第 105 号を議題といたします。議案第 105 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畠 1 件 800 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

事務局次長

11 ページをお開き願います。議案第 105 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畠 1 件 800 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	<p>はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。13 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 8 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「住宅で集落に接続して設置するもの」に該当することから、転用許可基準を満たすものであります。なお、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしております、許可相当であると考えられました。以上報告します。</p>
議長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議長	それでは、議案第 105 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 105 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないと認め、議案第 105 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
	次に、議案第 106 号を議題といたします。議案第 106 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	15 ページをお開き願います。議案第 106 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が畳 3 件 1,971 m ² であります。また、使用収益権関係では、畳 1 件 391 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	<p>はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。17 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 10 番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 11 番及び 12 番は、農地区分が第 1 種農地で原則不許可となる農地区分でありますが、不許可の例外となる「住宅で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。18 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 3 番は、農地区分</p>

調査委員長	が第1種農地で原則不許可となる農地区分であります、不許可の例外となる「住宅で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。なお、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議 長	それでは、議案第106号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
大湯茂八郎委員	はい。
議 長	はい、20番。
大湯茂八郎委員	20番、大湯です。ここでですね、12番のところが普通住宅という表現になっていて、3番の方は農家住宅。普通住宅と農家住宅って、どんな違いがあるのかなと思ったんですが。
澤田農地調整係長	はい、農家住宅はですね、農家の所得がある人が住む住宅です。普通住宅は農家一切関係ない方が住む住宅です。
議 長	いいですか。
大湯茂八郎委員	はい。
議 長	議案第106号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないと認め、議案第106号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
	次に、議案第107号を議題といたします。議案第107号は「農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	19ページをお開き願います。議案第107号は、「農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について」であります。提案理由は、「農地法関係事務処理要領」第四の規定に基づき、変更承認申請書の提出のあった農地転用事業計画について、本会の意見を付して県知事に送付したいので審議を求めるものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	申請人は、ガソリンスタンド経営及び石油製品販売を営んでいるが、既存敷地では手狭となったため、新たにセルフガソリンスタンドを建設する目的で、平成20年3月21日付で、農地法第5条の許可を受けております。許可後、消防法の改正により監視室を給油所敷地に設置する等、建築物の形状及び面積の変更が生じたことにより、転用計画を改めて検討した結果、建築物の形状、面積及び工事期

調査委員長	間の変更が必要になり、今般の事業計画変更承認申請に及んだものであります。事前調査会で検討した結果、利用計画等申請内容が妥当であり、承認相当であると判断いたしました。以上、報告します。
議 長	それでは、議案第 107 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	議案第 107 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案 107 号は計画変更について承認することに異議ないものと決定いたします。
	次に、議案第 108 号を議題といたします。議案第 108 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	21 ページをお開き願います。議案第 108 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 36,836 m ² 、畑 3 件 20,319 m ² 、その他 147 m ² 、合計 4 件 57,302 m ² であります。また、使用収益権関係では、田 8 件 39,702 m ² 、畑 2 件 15,925 m ² 、合計 10 件 55,627 m ² であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、田 8 件 39,702 m ² 、畑 1 件 2,285 m ² 、合計 9 件 41,987 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。24 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 56 番、57 番及び 26 ページ使用収益権関係、受付番号 45 番から 30 ページ 53 番までについては、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。26 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 45 番から 30 ページ 53 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適當であると考えられました。以上、報告いたします。
議 長	それでは、議案第 108 号についてご審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)

議長	議案第 108 号については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないと認め、議案第 108 号は、委員会報告のとおり決定いたします。 次に、議案第 109 号を議題といたします。議案第 109 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	31 ページをお開き願います。議案第 109 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畠 5 件 12,950 m ² であります。今回提出されました 5 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項にかかる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 5 件が整ったものであります。33 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 48 番の譲受人は、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録を要しないものであります。以上であります。
議長	利用調整をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議長	それでは、議案第 109 号についてご審議願います。ご質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 109 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議がないものと認め、議案第 109 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。 次に、議案第 110 号を議題といたします。議案第 110 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	35 ページをお開き願います。議案第 110 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、用途変更が 2 件 1,118.11 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。37 ページをお開きください。

調査委員長	弘前市用途変更の整理番号 1 番及び 2 番は、変更後の用途区分が農用地区域内の農業用施設用地であり、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。
議 長	それでは、議案第 110 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	議案第 110 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案 110 号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。
	次に、報告事項に入ります。報告第 28 号「競売買受適格者に係る農地法第 3 条許可書の交付について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	39 ページをお開き願います。報告第 28 号は、「競売買受適格者に係る農地法第 3 条許可書の交付について」であります。農地買受人となった競売買受適格者からの農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、許可書を交付したので報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、畠 1 件 1,370 m ² であります。なお、受付番号 1 番については、令和 4 年 5 月総会において、買受適格証明書の発行を決定したものであり、許可申請の内容が証明書の交付時と変わらないことを確認し、許可書を交付したものであります。以上であります。
議 長	報告第 28 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	次に、報告第 29 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	43 ページをお開き願います。報告第 29 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 10 件 50,570 m ² 、畠 16 件 122,710 m ² 、合計 26 件 173,280 m ² であります。なお、届出理由につきましては 45 ページから 47 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 29 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	次に、報告第 30 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	49 ページをお開き願います。報告第 30 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 6 件 20,579 m ² 、畠 2 件 10,482 m ² 、合計 8 件

事務局次長 31,061 m² であります。なお、解約理由につきましては、51 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議 長 報告第 30 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 次に、報告第 31 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長 53 ページをお開き願います。報告第 31 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、畑 2 番 8,356 m² であります。以上であります。

議 長 報告第 31 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15 時 35 分]